

2025年度 いじめ防止基本方針



^{こが}古河市立^{しもへみ}下辺見小学校

やさしく

かしこく

たくましく

1 いじめについて

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条(平成25年法律第71号)

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

以下は、本校教職員がもつ、いじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもと、いじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結して、その取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

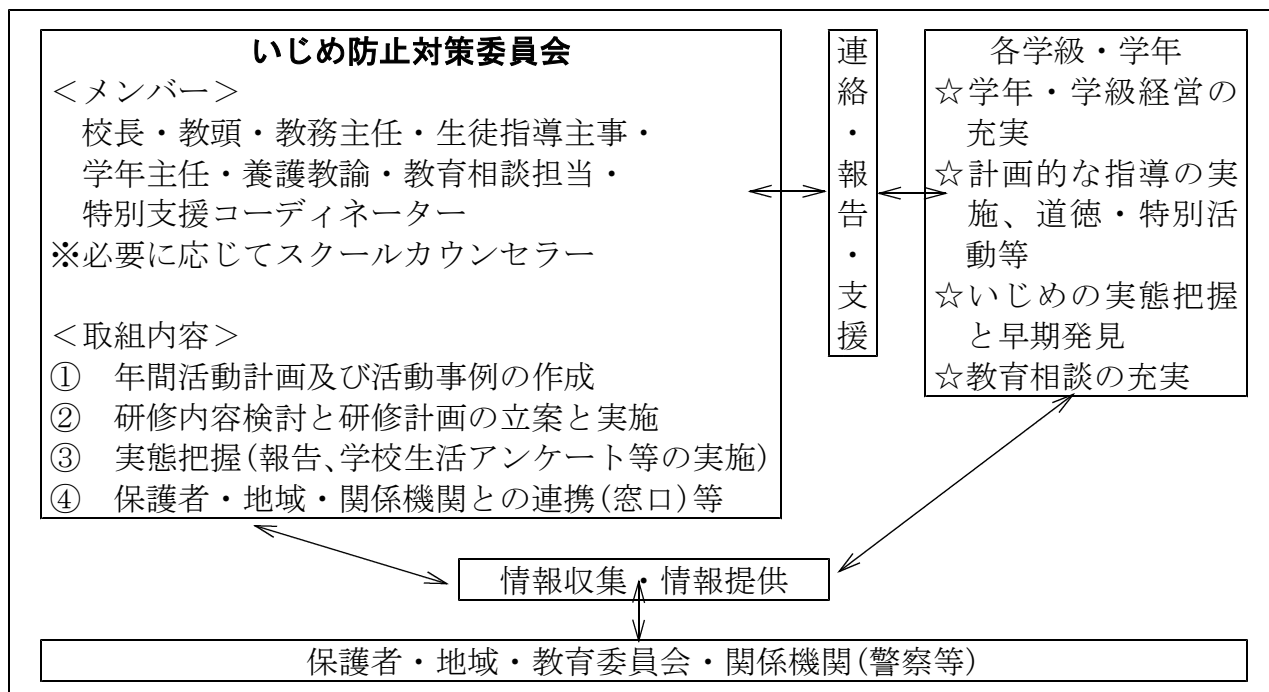
(1) いじめを許さない学校づくりのために(未然防止)

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめの未然防止に対する取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織(平常時)

いじめ防止対策推進法第22条により、「いじめ防止対策委員会(生徒指導部会)」を組織し、定期的開催し、各学級学年の生活状況を確認しながら、いじめの未然防止策等を検討する。また、研修会の企画立案、アンケートの実施と集計考察等を行い、未然防止と早期発見のための教師の力量を高める。



② 児童たちの“よさ”を伸ばすことばかけとかかわり

いじめが生まれる背景を踏まえ、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果として、いじめを助長してしまう場合があることを理解した上で、子どもの“よさ”を伸ばすことばかけを意識し、実践する。

③ 支持的風土のある学校・学年・学級づくり

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体として取り組む。さらに、児童一人ひとりが活躍できるような学年・学級集団づくりを進めるために、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、児童に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

④ 授業における生徒指導の充実

授業規律を意識させ、規律ある授業が進められるようにする。また、「自己決定」、「自己存在感」、「共感的人間関係」のある授業づくりを心がけ、授業にて達成感や自尊感情を高めさせることができるようにする。さらに、「わかる授業」、「楽しい授業」を通じて、児童たちの学びを保障できるようにする。

⑤ 倫理観・道徳観の育成

「道徳」の授業や特別活動との連携を通して、思いやりや生命・人権を大切にする心の育成を図り、実践化に結びつける。

⑥ 学校行事の充実

学校行事を通して、児童一人一人に達成感や感動、団結することのよさ等を味わわせ、自己有用感や自己肯定感を育てる。

⑦ 特別活動の充実

学級活動、委員会活動、クラブ活動、異学年交流活動等を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい生活について考えさせ実践する。また、学級活動を中心にいじめについて考え、行動できる人権集会(いじめフォーラム)を開催する。

⑧ 開発的予防的生徒指導の取組についての計画的実施

年間を通して、いじめ防止に関する取組として実施する。また、PDCAサイクルを生かし、毎年見直しを実施する。

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために(早期発見)

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりをもち、いじめを見逃したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取り組みである。

① 教師と児童の普段のかかわり

普段の教師と児童のかかわりの時間をできるだけ多くする。また、教師が授業と授業の間の休み時間に次の授業の先生が来るまで意図的に残り、児童との何気ないかかわりや会話を通して、いじめ等の未然防止を図るとともに、児童理解を深める。気になる点については、学年内で話題にし、「いじめ防止対策委員会」に報告する。

② いじめ防止対策委員会での検討

毎週実施する「生徒指導部会(職員集会)」で気になる児童の情報を共有し、大勢の目で当該児童を見守る。また、欠席した児童については常に動向を把握し、共通理解したうえで個に応じた対応する。

③ 学校生活アンケートの実施と、一人一台端末の活用

「学校生活アンケート」を毎月実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、児童たちの人間関係等の実態を把握しておく。また、インターネットや携帯電話等を通したいじめについても質問項目を設けておく。

また一人一台端末の活用により、メール等の機能を生かして、いつでも担任等に相談できる窓口を用意しておく。

④ 教育相談の充実

学期に1～2回程度、教育相談の時間を設定し、児童たちの悩みや相談を聞いてよりよい生活環境づくりに結びつける。また、教育相談担当と連携し、スクールカウンセラー等につなぐようにする。

⑤ 家庭及び地域との連携

普段より、家庭との連携を密にとる。何かあった際の連絡だけでなく、何気ないよさも伝え、よりよい連携ができるような関係を築いておく。また、地域の民生委員や子育て支援員、保護司、青少年相談員らとも連携し、地域で子どもたちを見守り、気になることがあった場合には学校に連絡をいただけるよう協力をお願いしておく。

⑥ 関係諸機関との情報連携

所轄警察及び市適応指導教室と情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話合いの機会をもつ。

⑦ いじめ問題に関する研修の充実

いじめ防止等のための対策に関する研修を校内の年間研修計画に位置付けて実施し、教職員のいじめ防止等に関する資質の向上を図る。

⑧ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童がインターネット(SNS)に投稿・発信された情報の内容について、生徒指導部が随時閲覧作業を行い、生徒指導上の問題やいじめにつながる情報把握し、早期発見に努める。職員は、インターネットによるいじめの特徴と対応について研修し、迅速な対応ができるようにする。また、児童・保護者に対しては、できるだけ1学期の早い時期に情報モラル講演会等を実施する。

⑨ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用のほか、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応(早期対応)

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめへの早期対応の取組である。

① いじめ発見をしたときは

いじめを発見した場合は、すみやかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無をきちんと確認し、いじめ防止対策委員会のメンバーに関係職員を加え、対応について検討する。また、全職員で情報を共有し、情報連携と行動連携が図れるようにする。

② いじめへの対応

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、組織で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集(アンケート、聞き取り等)を綿密に行い、事実を確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、教育上必要があると認められたときには、適切に懲戒を加える。

ウ 指導にあたっては、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

エ 傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であることを指導し、どうしたら良かったのか、今後どうすればよいかを考えさせる。

オ いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

③ 重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

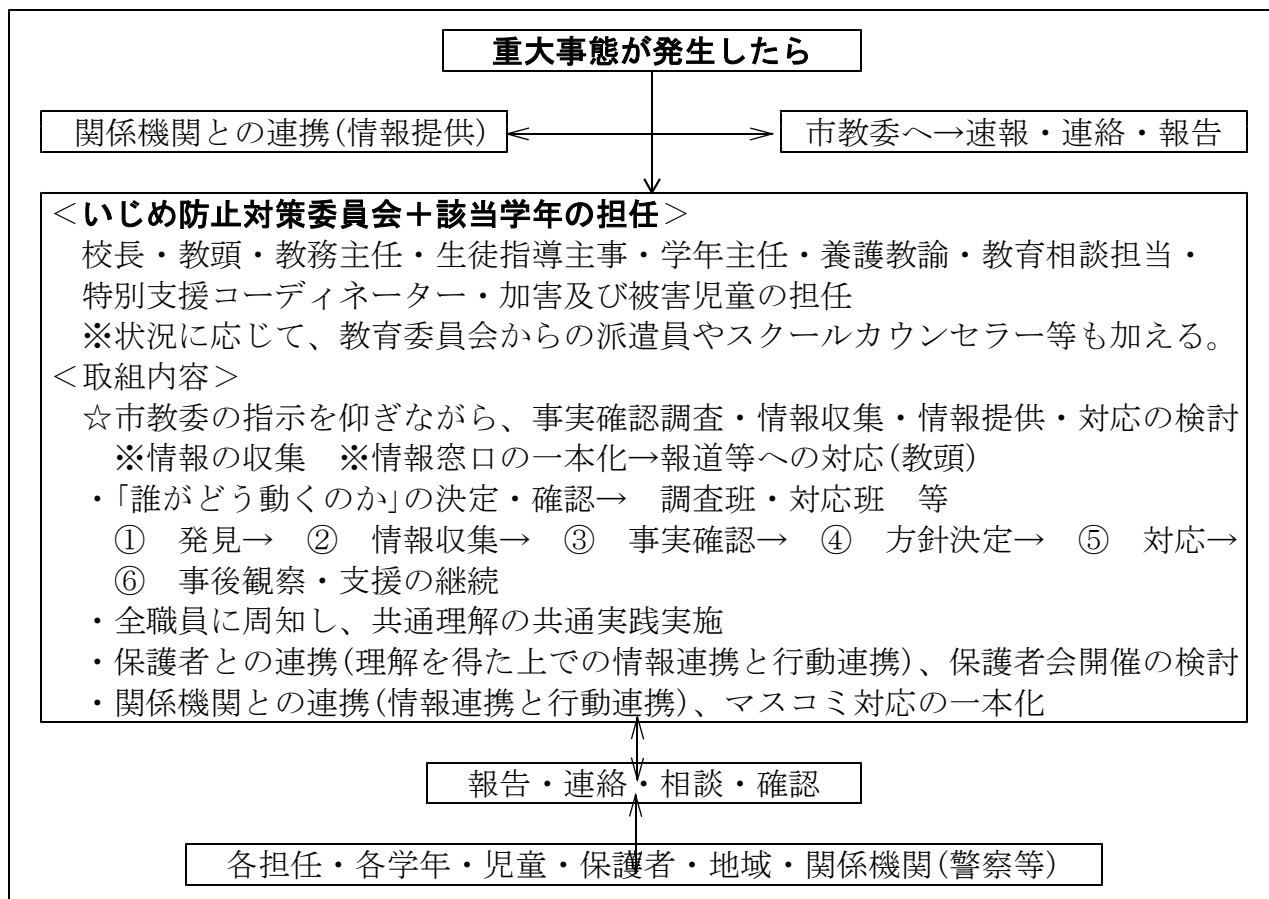
イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 「いじめ問題対策委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った児童に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ、他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめを受けた児童・保護者の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。



4 その他の重要事項

○ 学校評価における留意事項

学校評価のためのアンケートにおいて、「いじめ」に関する課題にもどづいて、課題解決の計画づくり・対策の実行・検証・改善のPDCAサイクルを確立し、毎学期、教師、児童・保護者が自己評価を行う。また、その成果については学校関係者評価委員会で検証・評価を行う。